毎週月.水.金曜日発行

第5055号

目

次

公安委員会規則

○富山県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

1

○都市計画事業の事業計画の変更認可

4

公営企業管理規程

○富山県企業局組織規程の一部を改正する管理規程

5

告 公

○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出

vvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvv

富山県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月10日

富山県公安委員会委員長 林 和夫

富山県公安委員会規則第4号

富山県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

富山県警察の組織に関する規則(昭和58年富山県公安委員会規則第3号)の一部 を次のように改正する。

第3条の表刑事企画課の項を次のように改める。

- (1) 刑事警察の運営に関する調査、企画及び指導に関すること。
- (2)犯罪の捜査一般に関すること。
- 刑事法令一般の調査及び研究に関すること。 (3)

刑事企画課

- (4)犯罪統計に関すること。
- (5) 捜査共助に関すること。
- (6) 捜査支援に関すること。
- 犯罪インフラ対策に関すること。 (7)

- (8) 刑事事件の指導及び公判対応に関すること。
- (9) 通信傍受に関すること。
- (10) 通訳人の運用に関すること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の課及び所の所掌に 属しないこと。

第3条の表国際捜査課の項を次のように改める。

(1) 国際犯罪捜査の企画指導及び情報の収集・分析に関するこ と。

- 国際捜査課(2) 国際犯罪捜査に関すること。
 - (3) 国際捜査共助に関すること。
 - (4) 伏木富山港周辺地区の治安対策に関すること。

別表第1黒部警察署の部を次のように改める。

黒部警察	三日市交番 黒部市三日市	天池、石田野、荻生(通称中上野、西上野及び東上野に限る。)、北新、吉城寺、栗寺、新天、新堂、新牧野、高橋、天神新(通称町堀切を除く。)、中野、中野道、中山、堀切(富山地方鉄道本線以東の区域(通称町堀切を除く。)に限る。)、堀切新、前沢、牧野、枕野、三日市、宮沢、宮野、本野、山田新
署	生地警察官駐在所 黒部市飯沢 田家警察官駐在所 黒部市田家新	飯沢(主要地方道魚津・生地・入善線の以西の区域に限る。)、生地、生地芦区、生地芦崎、生地飯沢、生地経新、生地神区、生地中区、生地山新、生地吉田、生地吉田新、轟下、中新(あいの風とやま鉄道線以西の区域に限る。) 阿古屋野、吾妻野、荒町、犬山(通称荒町ニュータウンに限る。)、鏡野、窪田、窪野、神谷、田家新、田家野、田家角内、山田
	若栗警察官駐在所 黒部市若栗	大越野、荻生(通称中上野、西上野及び東上野を除く。)、荻生新、熊野、五郎八、舌山、長屋、若栗
	東布施警察官駐在所 黒部市釈迦堂	阿朴、阿弥陀堂、池尻、内生谷、尾中、尾山、笠 破、嘉例沢、三ケ山、釈迦堂、田籾、中陣、福平、 別所、朴谷、柳沢
	石田警察官駐在所 黒部市正光寺新	生地四ツ屋新、石田、石田新、犬山(通称荒町ニュータウンを除く。)、岡、経立野、正光寺新、新町、立野、天神新(通称町堀切に限る。)、浜石田、堀切(富山地方鉄道本線以東の区域(通称町堀

	切を除く。)を除く。)、山立野
大布施警察官駐在所	植木、金屋、北野、沓掛、栃沢、中新(あいの風と
黒部市金屋	やま鉄道線以西の区域を除く。)、古御堂、堀高
村椿警察官駐在所	荒俣、飯沢(主要地方道魚津・生地・入善線以西の
黒部市吉田	区域を除く。)、板屋、大開、黒部新、四ケ開、出
	島、飛騨、吉田、六天
東山警察官駐在所	宇奈月町浦山、宇奈月町大谷、宇奈月町下立、宇奈
黒部市宇奈月町浦山	月町熊野、宇奈月町鶏山、宇奈月町小寺澤、宇奈月
	町栃屋、宇奈月町長坂野
愛本警察官駐在所	宇奈月町愛本新、宇奈月町明日、宇奈月町内山、宇
黒部市宇奈月町愛本	奈月町音澤、宇奈月町栗虫、宇奈月町土山、宇奈月
新	町中谷、宇奈月町中ノロ、宇奈月町舟見、宇奈月町
	舟見明日音澤、宇奈月温泉、宇奈月町黒部、黒部奥
	山(池の平山頂上、鹿島槍岳頂上を結ぶ直線から黒
	部川下流区域)、黒部峡谷口

別表第2を次のように改める。

警察署	名	称。	位	置	敬言		備	区	
黒部警察署	宇奈月所黒部市	•			内山財産区のう うち下の廊下及 弥太蔵谷、森石 岳、越中駒ケ岳 不帰ノ嶮、唐松 ヶ岳	び黒部川 沢等)、 赤、清水岳、	流域沿いの 黒部奥山国 、旭岳、村)支渓谷 国有林のう 日子岳、鏡	(音谷、 ち僧ヶ gヶ岳、
上市警察署	室世等用等。	郡立	之山町 長出所	了芦峅 「	ブナ坂外第11 岳、雷鳥沢、室 色ケ原 ブナ坂外第11国 三の窓、仙人山	区堂平、浄 日有林のう	土山、地猛ち別山、剣	(大学) (大学) (大学) (大学) (大学) (大学) (大学) (大学)]平、五
	馬場島中新川深谷				上市町伊折のう 外第9国有林の 月尾根、池の谷 第30国有林のう 蔵山	うち西大 、小窓尾	谷山、立山 根、大窓、	」川、東大 白萩川、	谷、早 青砂外
富山南警察署	富山空富山市			出所	富山市秋ケ島の	うち富山岩	空港の存す	「る区域	

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別表第1及び別表第2 の改正規定並びに附則第2項の規定は、令和5年6月1日から施行する。

(風俗営業の営業時間の特例に関する規則の一部改正)

2 風俗営業の営業時間の特例に関する規則(昭和60年富山県公安委員会規則第5 号)の一部を次のように改正する。

別表中「宇奈月温泉警察官駐在所、同」を削る。

富山県告示第108号

都市計画事業の事業計画の変更認可について

都市計画法(昭和43年法律第 100号)第63条第1項の規定により都市計画事業の 事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第 1項の規定により次のとおり告示する。

令和5年3月10日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 施行者の名称
 - 小矢部市
- 2 都市計画事業の種類及び名称

小矢部都市計画道路事業

3 · 4 · 23号 駅南中央線

- 3 事業地
 - (1) 収用の部分 富山県小矢部市石動町地内
 - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業施行期間

平成31年3月11日から令和5年3月31日まで

5

富山県企業局組織規程の一部を改正する管理規程を公表する。

令和5年3月10日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県公営企業管理規程第1号

富山県企業局組織規程の一部を改正する管理規程

富山県企業局組織規程(平成元年富山県公営企業管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

第3条の表を次のように改める。

課	係及び班
経営管理課	管理係 経営係 管財係
電気課	発電管理係 土木管理係 新エネルギー開発班
水道課	業務係 建設維持係 設備係 機能維持推進班

附則

この管理規程は、令和5年4月1日から施行する。

(企・経営管理課)

公 告

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出について

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和5年3月10日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 店舗の名称及び所在地
 - ドラッグコスモス米島店 高岡市米島字表向801番1 他
- 2 店舗を設置する者 株式会社コスモス薬品

- 店舗において小売業を行う者 株式会社コスモス薬品 3
- 新設の日 令和5年10月1日 4
- 店舗面積の合計 1,351㎡ 5
- 6 店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数 建物敷地東側/49台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数 建物北東側/20台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積 建物南東側/32㎡
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 建物内南東側/12.1㎡
- 7 店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 午前9時及び午後9時45分
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 駐車場/午前8時30分~午後10時
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 3箇所/敷地北・東側
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 24時間
- 届出の日 令和5年2月28日 8
- 縱覧場所 富山県商工労働部地域産業支援課 9
- 10 縦覧期間 令和5年3月10日から令和5年7月10日まで
- 11 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を 有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、 縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業支援課に提出することができ る。

- (1) 氏名及び住所(法人等にあっては、所在地、名称及び代表者氏名)
- (2) (1)の事項の公表の可否
- (3) 当該店舗の名称及び所在地
- (4) 意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出について

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1 項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定によ り次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和5年3月10日

富山県知事 新 八 朗 \blacksquare

- 1 店舗の名称及び所在地 クスリのアオキ大光寺店 魚津市大光寺字坊丸1150番 他
- 店舗を設置する者 株式会社クスリのアオキ 2
- 3 店舗において小売業を行う者 株式会社クスリのアオキ
- 新設の日 令和5年11月1日 4
- 店舗面積の合計 1,305㎡ 5
- 6 店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数 建物敷地東・南側/49台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数 建物東側/15台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積 建物南側/40㎡
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 建物南側/6.78㎡
- 7 店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 午前9時及び翌午前0時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時30分~翌午前0時30分
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 2 箇所/敷地東側
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時~午後10時
- 届出の日 令和5年2月28日 8
- 9 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業支援課
- 10 縦覧期間 令和5年3月10日から令和5年7月10日まで

11 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、 縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業支援課に提出することができる。

- (1) 氏名及び住所(法人等にあっては、所在地、名称及び代表者氏名)
- (2) (1)の事項の公表の可否
- (3) 当該店舗の名称及び所在地
- (4) 意見及びその理由